ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2017.11（第63号）

■ レポート ■

● 施設園芸（いちご）特集―食農リサーチ― ●

最近のいちご需給の変化 …… 長谷川晃生 …… 2

冬春いちごの主産地での周年供給
―栃木県の大規模農家の事例― …… 趙　玉亮 …… 4

大規模経営体における単収向上の取組み
―新井農園（栃木県真岡市）― …… 福田彩乃 …… 6

大規模いちご経営体の取組み
―株式会社ベリーろーど（山口県山口市）― …… 福田彩乃 …… 8

● 農林水産業 ●

EU の公開情報にみる日 EU・EPA「大枠合意」
―農産物に関連した分野を中心に― …… 植田展大 …… 10

食料安全保障とスイスの農政改革
―今般の憲法改正の意義― …… 平澤明彦 …… 12

ベトナムのフードバリューチェーンの動向
―模索される食の高度化への対応― …… 山田祐樹久 …… 14

歴史からたどる漁業制度の変遷
―漁業制度の立法過程― …… 田口さつき …… 16

● 農漁協・森組 ●

JA ハリマ管内での宍粟市親子わくわく体験旅行 …… 重頭ユカリ …… 18

県内陸部での販路拡大にいかに取り組むか
―山形県広域浜プラン― …… 亀岡鉱平 …… 20

■ 寄　稿 ■

国産レモン生産振興のための農商工連携のあり方
―尾道市瀬戸田町（株）島ごころのレモンケーキを事例として―
広島大学 大学院生物圏科学研究科 准教授　細野賢治 …… 22

■ 現地ルポルタージュ ■

地域一体となった“産地運営”と鶏糞バイオマス発電
―岩手県・（株）十文字チキンカンパニーの取組み― …… 河原林孝由基 …… 24

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 26

■ あぜみち ■

日本一の「いちご」産地維持に向けて
はが野農業協同組合 営農部長　中田昇一 …… 28

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

最近のいちご需給の変化

主任研究員　長谷川晃生

国内のいちご生産は、冬春期の生食用・業務用が中心で、夏場の業務用や、ジャム等の加工原料用は輸入が需要に対応している。最近の需給を巡る特徴的な変化を紹介する。

1　収穫量は主産地を含め全国的に減少

作付面積、収穫量は減少基調にある(第１図)。2015年までの10年間で、面積は6.9千haから5.5千haへ、収穫量は19.6万トンから15.9万トンへと、ともに２割減少した。また、同時期にいちごを販売目的で作付けしている経営体数は4.4万経営体から2.3万経営体へと大きく減少した。

いちごは一部の主産地に生産が集中し、栃木、福岡、熊本、静岡、長崎の上位５県で収穫量全体の５割弱を占めている。こうした主産地でも、収穫量等は減少し、生産基盤は弱体化している(第１表)。

2　生食用の価格は上昇

冬春期の生食用は輸入代替できないため、収穫量の減少に伴い年間１人当たりのいちご購入数量(２人以上世帯の全国平均)は減少傾向にある(第２図)。13年から15年は横ばい圏内で推移したが、16年は再び減少している。

卸売価格は、00年から11年まで１kg当たり1,000円～1,200円で推移した(第２図)。その後、上昇に転じ、16年は1,320円と高い水準にある。

価格上昇の背景として、収穫量が減少するなかで、生食用の潜在的需要に対応できず、需給がタイト化している可能性があること、また「あまおう」「スカイベリー」等に代表される大果系の品種開発が進み、高価格帯の需

第1図　いちごの作付面積・収穫量の推移

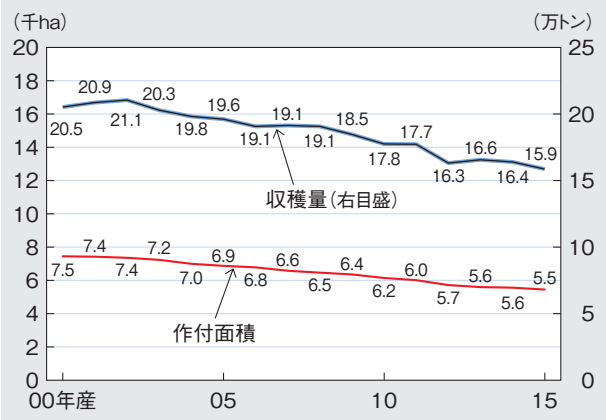

資料　農林水産省「作物統計」

第1表　いちごの作付面積・収穫量の変化(上位5県)

(単位　ha、トン、%)

		05年産		15年産		05年比増減率	
		作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
全国		6,880	196,200	5,450	158,700	△21	△19
1	栃木	654	30,800	593	24,800	△9	△19
2	福岡	516	18,600	452	16,000	△12	△14
3	熊本	427	13,200	324	10,900	△24	△17
4	静岡	376	12,800	308	10,400	△18	△19
5	長崎	312	11,900	282	10,200	△10	△14
(参考)上位5県合計		2,285	87,300	1,959	72,300	△14	△17

資料　第1図に同じ

第2図　いちごの1人当たり年間購入量・卸売市場価格の推移

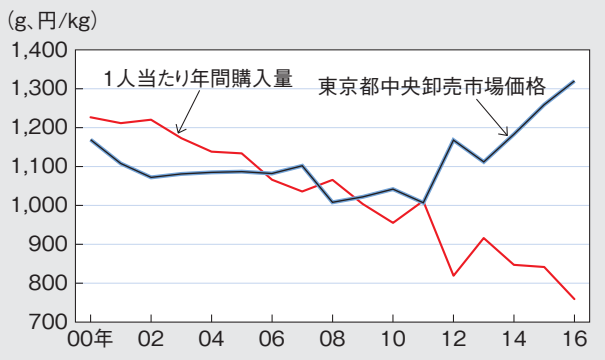

資料　総務省「家計調査年報」、農畜産業振興機構「ベジ探」(原資料:東京都中央卸売市場「市場統計情報」)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3図 いちごの輸出数量の推移

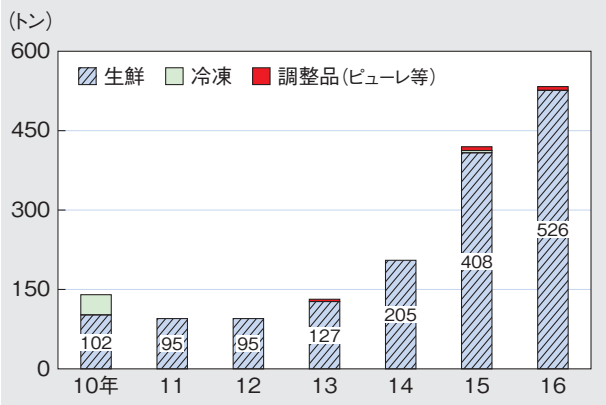

資料　農畜産業振興機構「野菜情報 別冊統計資料」(原資料:財務省「貿易統計」)

第4図 いちごの輸入数量の推移

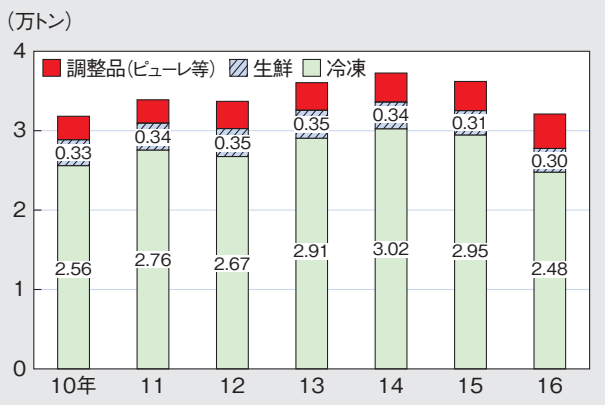

資料　第3図に同じ

要が拡大したことが挙げられる。

3　輸出は増加する一方、輸入は減少

海外輸出は生鮮が中心で、10年に102トンであったが、東日本大震災に伴う原発事故による輸出規制等の影響で11年、12年は落ち込んだ。その後回復し、16年は526トンに拡大している(第３図)。輸出は増加傾向にあるが、国内生産(15.9万トン)と比べると少ないのが現状である。

16年の輸出先は、香港が全体の83.8％を占め、次いで台湾(同9.7％)の順である。植物検疫の必要がなく、リードタイムが短いことが、香港向け輸出が多い主因である。

一方、夏場の洋菓子製造向けや、加工向け(注)の需要は、主に輸入が対応しているが、ここ数年減少している。

夏場のケーキ等の業務用は、国内では北海道、青森、長野等の清涼な地域を中心に夏秋いちごが栽培されている。しかし、必要量確保のため、生鮮いちごが６月から11月にかけて補完的に輸入されている。輸入量は毎年0.3万トン程度で、14年から減少している(第４図)。

生鮮輸入の９割超を占めるアメリカの減少が影響している。

ジャム等の加工向け原料については、輸入の冷凍いちごが主に利用されている。なお、日本国内のいちご加工品の需要動向は統計の制約から正確な把握は難しいが、主要加工品であるいちごジャムの国内生産量は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。

冷凍いちごの輸入量は、第４図のように、毎年３万トン前後で、そのうち中国が５～６割、アメリカが１割程度を占める。16年は2.48万トンと14年のピークに比べ２割減少しており、両国の減少が影響している。

17年８月に行った中国での聞き取りでは、他農産物同様に、細かい製品仕様や輸出対応が求められる対日向けは敬遠される傾向にある。また、生食用は、国内の経済発展に伴い需要が拡大し、価格が安定的に推移する一方、冷凍の原料となるいちごの取引価格は生食用に比べて低いため、生産者の生産意欲が減退している。こうしたことから、輸入減少は、輸出国でのいちご生産を取り巻く環境変化が影響している可能性がある。

こうした輸入を巡る変化を把握するには、主要輸出国の生産動向について更なる分析が必要であり、今後もこれらの動向に注目していきたい。

(はせがわ　こうせい)

(注)栃木県の推計によると、国内生産のうち加工向けは2.5%とされる。詳細は米倉禎都志、大森雅子(2015)「加工向けいちごの基礎的調査」栃木県農業試験場研究成果集第33号を参照。

冬春いちごの主産地での周年供給

―― 栃木県の大規模農家の事例 ――

研究員　趙　玉亮

生鮮いちごは冬春期だけでなく、ケーキなどの業務用を中心に年間を通して需要がある。夏秋いちごの国内増産が期待されるものの、涼しい生育環境を好むいちごの夏秋栽培は、冬春と異なり、夏の高温・長日条件下による受精不良、病虫害が発生しやすいなどの課題がある。このため、夏秋いちごは北海道、青森、長野、宮城など冷涼な地域に生産が集中している。(注1)

一方、旺盛な需要の下、夏秋栽培に適する品種開発と高温対策技術により、冬春いちごの主産地でも、夏秋栽培が増え始めている。そこで、いちごの周年供給を行う野口いちご園（栃木県真岡市・非法人）を紹介したい。

1　経営概要と冬春いちごの生産状況

野口いちご園の経営面積は冬春が１ha、夏秋が10aである。いちご栽培は労働集約型で、同園では労働力として、家族４人（経営者夫婦・父母）と外国人実習生６人のほか、冬春いちごの収穫を行うパートを３人雇用している。

冬春いちごの栽培は30年前から始めた。現在の主な品種はとちおとめで、同園では９月中旬に定植し、11月中旬から翌年の５月まで収穫している。栽培歴が長く技術も高いため、反収は５トンの水準に達し、安定している。

2　夏秋生産の経緯と取組み

一方、夏秋栽培を開始したのは2011年である。「主産地として年間を通していちごを提供したい」という思いから、同年に県で夏秋どり品種「なつおとめ」が品種登録されたことを機に、地区内で最初に土耕による「なつおとめ」栽培を行った。

同園は夏秋いちごを３～４月に定植し、６～11月まで収穫している。冬春いちごは５月末に収穫作業が終了するため、10aの夏秋栽培は労働力には問題がない。

しかし、高温対策が難しく、夏場に収量が大きく落ち込むなど不安定であった。収量の向上と安定性確保に向け様々な試行栽培を行ったが、土耕での反収は２トン弱にとどまった。

状況が大きく変わったのは16年からである。技術視察会で高設栽培を見学し、作業姿勢の負担軽減や肥培管理の効率化などにメリットがあると感じ、同園は夏秋いちごの栽培方法を土耕から高設へと変更した。

９月初頭のハウス内の夏秋いちご（筆者撮影）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表 野口いちご園の生産と販売状況（2016年）

	栽培面積（a）	栽培・収穫時期	反収（トン/10a）	販売先と平均出荷価格（kgあたり）	粗収益（万円/10a）
冬春いちご（とちおとめ）	95	9月定植、11月半ば～翌年5月末まで収穫	5.0	JAに向け出荷、1,000円	500
夏秋いちご（なつおとめ）	10	3～4月定植、6月初頭～11月末まで収穫	2.8	生産量の9割は道の駅に向け出荷、2,000円 残りはホテルなどへ直接販売、2,800円	580

資料　野口いちご園への聞き取り調査に基づき作成
（注）　冬春いちごの栽培面積は上記以外、5aのとちひめを栽培している。

また、高温対策は、遮光ネットの活用とハウスの裾・肩の両方換気のほか、地下水による培地冷却の独自工夫を行った。具体的には、一般に用いられるクラウン冷却[注2]ではなく、高設栽培ベッドの中にパイプを埋め込み、地下水を通すことで栽培ベッド内の培土を冷却するようにした。夏場、朝７時から午後８時まで、パイプに地下水を通すことで、ハウス内の室温が35℃であっても、培地を22～23℃の低温に維持することができるようになった。

高設栽培や高温対策などが奏功し、腐敗果などのロスが大きく減り、反収は２トン弱から16年には2.8トンへと増加した。

3　夏秋いちごの販売と収益性

同園の冬春いちごの出荷は主にJA向けで、平均出荷価格は1,000円/kgである。それに対し、夏秋いちごは９割を近隣の道の駅に2,000円/kgで出荷。残りはホテルなど飲食店を中心に、2,800円/kgと高価格で販売している（第１表）。堅調な市場ニーズがあるものの、安定供給ができない恐れがあるため、同園は安易な販路拡大は行っていない。

このように、高価格販売を実現しつつ、栽培技術の工夫などの効果もあり、単位面積でみると夏秋は冬春と同等の粗収益を実現している。これまで夏場の現金収入がほとんどないなか、実習生の労賃負担をしていたが、夏秋いちごの収入が得られたことで資金繰りも改善している。

今後、収量の一層の安定化に向け、栽培技術の改善を図りつつ、夏秋いちごの栽培拡大を考えている。既存労働力の余力を勘案すれば、冬春の育苗作業などを行いながら、夏秋の栽培面積を30aまで拡大できる見通しである。

4　夏秋いちごの普及について

冬春いちご主産地での夏秋栽培は、効果的な高温対策などによって、今後普及していくものと考えられる。

本事例のように、実習生などの常雇用を導入している大規模経営体にとって、夏秋いちごの栽培は労働力の効率的活用による経営の安定化を図るという点で大きな意義がある。

（チョウ　ギョクリョウ）

（注１）青森県農林水産部農産園芸課（2010）「夏秋いちごの産地づくりに向けて」『野菜情報』６月号、農畜産業振興機構
（注２）培地の上に敷設したチューブに冷水を流し、いちごのクラウン部（株元）だけを直接冷やす技術。

大規模経営体における単収向上の取組み

―― 新井農園(栃木県真岡市)――

研究員　福田彩乃

全国的にいちご作経営体の規模拡大が進展し、栃木県では１経営体当たりの平均作付面積が、2005年の27aから15年の33aへと拡大している。ただし、実施した聞き取りによると、県全体の３分の１の生産量を占める芳賀地域(真岡市、芳賀町等)でも、50a以上の経営体数は、地域全体の15％にとどまる。また、規模を拡大した経営体にとって課題となるのは、雇用労働力を活用し、単収の向上を図ることである。

そこで、100aを超える経営面積で、冬春いちごの栽培を行う新井農園(真岡市)を事例に単収向上の取組みを紹介する。

1　労働力不足による栽培管理の不備

新井農園(非法人)はパイプハウス130aで、とちおとめを主に土耕で栽培している。

現経営主は農業大学卒業後、県内の農業試験場いちご研究所での研修を経て09年に就農した。同農園は08年時点で現経営主の父、母、祖母と雇用労働力で既に80aを経営しており、現経営主の就農を機に面積を100aまで拡大した。

いちご栽培は、収穫・出荷に多くの時間を要するため、栽培可能な面積は１人当たり10aが目安とされている。現経営主の就農で、労働力は08年の９人から10人となったが、臨時雇用は冬場の作業が中心で、育苗管理等に関して、経営規模に見合う労働力確保ができない状況が続いていた。

一般に、定植後の本圃で発生する炭疽病等の病害虫は、自経営の育苗施設(育苗床)からの持ち込みが一因とされる。そのため、育苗施設で病気が発生した苗は完全に除去し、健苗のみを定植する必要がある。

しかし、当農園は人手不足から、そうした防除対策を徹底できず、09年に育苗期の代表的な病気である炭疽病が多発した。炭疽病を本圃に持ち込んだことで、定植後も苗枯れが発生し、当時の反収は４トンであった。

2　育苗施設での栽培管理の徹底

そこで、同農園は労働力不足解消のために

第1表　新井農園の労働力の変化

(単位　a、人、トン/10a)

	経営面積	労働力						反収	備考
		追加内容	家族	常雇用者	技能実習生	臨時雇用者	合計		
08年	80		3	3	0	3	9	4	
09	100	現経営主就農	4				10		09年　炭疽病多発
10									
11									
12		技能実習生導入			2	3	12	4.5	
13	124	技能実習生追加			4	4	15	5	13年　実習生間の指導体制が整う
14								6	13年　病害虫の目印になる旗の導入
15									
16	130	技能実習生追加			5	6	18	6.5	
17		若手常雇用者導入		4			19		

資料　聞き取りを基に作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

12年より外国人技能実習生を順次採用した(第１表)。まず重点を置いたのは、育苗施設での病害虫の早期発見と、本圃に病害虫を持ち込まないため、発病苗の除去の徹底を、実際に作業を行う実習生に具体的に指示し、実践することである。

実習生を採用した当初は、コミュニケーションの難しさ等から、作業内容の周知に時間を要した。そこで実習生を増員するにあたっては、同じ出身国の先輩から後輩へと実習生の間で、基本的な作業に関する指導を行うようにした。

それでも炭疽病に酷似した病害虫や潜在感染等、除去の判断が難しい場合がある。その際は、現経営主の母が実習生を積極的にフォローすることで、病害虫管理を確実に行うことができるようになった。

3　本圃での病害虫防除の工夫

次に実施したのは、本圃での病害虫防除の効率性向上である。病害虫が付着したいちごは出荷できないため、発見次第、的確に薬散しまん延を食い止める必要がある。

発病苗の発見は、主に技能実習生と臨時雇用者が収穫作業の合間に行う。以前は、発病苗を発見すると、薬剤を散布する担当者に口頭で発見場所を報告していた。しかし、従来の方法では、薬散担当者に全ての病害虫の発見箇所と種類を正確に伝えることが難しく、薬散漏れ等が生じることがあった。

そこで、同農園は、口頭での報告に加えて、病害虫の種類別に色分けした旗(５種類ほど用意)を立てることで、薬剤の散布箇所を明確化することにした。また、発病苗の周辺は、病害虫がまん延する可能性が高いため、旗を立てることで同じハウス内で作業を行うほかの作業員に注意を促し、観察を強化する狙いもある。

4　今後の展開

同農園の単収向上の取組みは、環境制御等の特別な技術の導入ではない。経営規模に応じて、労働力を９人から19人へと拡充し、その過程で、栽培管理のなかで特に注意すべき工程を、作業を行う実習生等が徹底して実践できるよう工夫したことに特徴がある。

病害虫の種類ごとに色分けした旗

こうした作業工程の見直しにより、反収は就農当初の4.0トンから県平均(4.3トン)を大きく上回る6.5トンへと増加した。今後も、更なる改善を図ることで、反収7.5トンを目指したいと考えている。

また、同農園は冬春いちごの単収向上だけでなく、夏秋栽培に関心を寄せている。冬春と夏秋の周年栽培を行うには、人材確保・育成が課題であるとして、17年に若手の常雇用者を採用した。現在は新たな経営展開に向けた基盤固めを進めている。

さらに、自身の経営が安定したこともあり、地域をけん引する生産者として、産地を守り育てたいと考えている。農業体験等を通して地域農業に関心を持つ次世代を育てたいという。今後の、新井農園と芳賀地域の発展にますます期待したい。

(ふくだ　あやの)

大規模いちご経営体の取組み

―― 株式会社ベリーろーど(山口県山口市) ――

研究員　福田彩乃

全国的にいちごの生産量、経営体数が共に減少し、生産基盤が弱体化している。一方で、経営体の規模拡大は進展しており、特に、数ha規模の経営体の設立が注目されている。

そこで、JA山口中央等の出資により2015年に設立された(株)ベリーろーどの事例から、大規模経営体の設立時の工夫や、効率的運営に向けた取組みを紹介する。

1　事業目的と計画

JA山口中央(以下「JA」)管内のいちご生産者が減少しているため、JAは、新規就農者の受入れにより、産地を維持したいと考えていた。しかし、新規就農は初期投資の資金調達や農地確保の難しさから進まなかった。そこでJAは自らが新規就農の受け皿を作り、長期的な視点でいちご生産の基盤づくりに取り組むため、5.4haのハウスで冬春いちごを生産する農業法人を設立した。

同社は、15年から毎年1.8haのパイプハウスを建設し、17年度末までに5.4haへと順次増設する予定である(第１表)。県の推進品種である「かおりの」を土耕で栽培し、19年冬春の生産で、年間生産量200トン、販売額２億円を目指すという。

栽培面積もハウス増設に伴い拡大しており、17年度は、16年度末までに設置を完了した3.6haのハウスで生産する。

ハウス建設費の総額は5.4億円と多額である。JAは県の「新規就業者受入体制整備事業」を活用し、県と山口市の支援を受けることでハウスを取得し、同社にリースしている。

同社は、いちご生産のなかで労働負荷が大きい出荷作業を、全農県本部のパッケージセンターに委託する。このように、系統内で機能分担を図ることで、同社は生産に注力する体制を整える考えだ。

第1表　事業計画

(単位　ha、人)

	15年度	16	17	18
ハウス設置面積(事業年度末)	1.8	3.6	5.4	―
栽培面積	―	1.8	3.6	5.4
新規雇用者	―	10	20	30
パート等	―	3	6	9

資料　17年度ベリーろーど事業計画(案)
(注)　新規雇用者、パート等以外に、社長、事務員、農業生産販売部長が業務に従事している。

2　農地と労働力の確保

法人を立ち上げる際に課題となったのが、農地と労働力の確保であった。

効率的な生産を行うためには、いちご栽培に適した地域に、集約された農地を確保する必要がある。そこで同社は、管内の冬季も温暖な地域で、150haの経営面積で主に水稲経営を行う集落営農組織(農事組合法人川西)に、事業目的を説明し、農地の融通を打診したところ、協力を得られた。

また、同社は生産が本格化する18年までに、40歳以下の若手社員を30人ほど雇用することにした。雇用確保にあたって、まず同社の認

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

知度を高めることが重要と考え、テレビ等のメディアの活用や、県内外で開催される就農イベントに出展した。そして、多くの応募を得るために、会社説明会を複数回実施した。

加えて、農業に関心があれば未経験者でも、入社後すぐに圃場での業務を開始できるよう、事前研修の機会を設けている。具体的には、採用内定者は、入社前の１年間、県内の農業大学校で行われる担い手養成研修を受講し、基本的な栽培技術を体系的に学ぶことにしている。こうした採用活動を行った結果、現在までに26人の社員(内定含む)を確保した。

3　効率的運営の工夫

生産初年度の16年は、同社の現場責任者である農業生産販売部長が、全社員へ作業内容の指示や栽培管理のサポートなどを行った。しかし、管理負担が大きく、指示が徹底しないなどの状況が発生した。

そこで17年の栽培から、販売部長の負担軽減を図るため、社員の役割分担を明確にして、栽培、農業機械、設備、備品等の責任者を配置することにした。そして、現在は、各責任者を中心に効率的な運営に向けた様々な取組みがなされている。

4　外部機関との連携

こうした工夫と併せて同社は、外部機関と連携しながら、生産性向上のためにICT技術を導入したいと考えている。

16年から山口県農林総合技術センターと共同で、環境制御システムの実証試験を行っている。ハウス内外で得た気象データを生かし、いちごの生育環境を最適に保つための暖房、換気、二酸化炭素施用やかん水などの制御を自動化することを目的としている。このような実証試験を通して、具体的なシステムの活用方法や導入規模について検討を進めている。

いちごハウス
（画像提供：山口県農林総合技術センター）

また、ハウス内での各社員の作業進捗を責任者が全て把握するのは容易ではないため、ICT管理によって作業の見える化を図り、効率的な生産体制の整備や労務管理等にも活用したい考えだ。

組合員からは、こうしたJAによる農業振興の取組みを応援したいという声が届いているという。

本事例のような、通年雇用を中心とした従来の経営規模を大きく超える経営体が、栽培・労務管理等の面でどのような改善を図りながら経営を安定化させていくのか、長期的な視点で見守っていきたい。

（ふくだ　あやの）

EUの公開情報にみる日EU・EPA「大枠合意」

── 農産物に関連した分野を中心に ──

研究員　植田展大

2017年７月３日、日EU・EPA交渉は「大枠合意」となった。これまでの貿易交渉のなかで一般的に用いられた「大筋合意」ではなく、あえて「大枠合意」とした理由は、いくつかの重要な論点がいまだ決着をみないまま残されているためだとされる。

しかし、日EU・EPAの詳細な情報は交渉過程でほとんど開示されておらず、「大枠合意」後も交渉と合意内容の全貌をつかむことは、特に日本側の公開情報からは困難である。そこでEUの公開情報に基づきいくつかの論点を指摘したい。

1　立場により異なるEPAの評価

13年４月から始まった日EU・EPA交渉の主導権は、日本の関税が農産物などを除いて大方撤廃されていたこともあり、EU側に握られていた。EUの主な要求は、関税よりも日本国内の政府調達市場へのEU企業の参加、自動車の安全基準統一、食品の規制緩和など非関税障壁の撤廃であった。一方、日本は自動車などの関税撤廃が主な要求であった。

交渉過程でEU側は、並行して進むTPP交渉を脇にみながら農業分野での関税撤廃を要求した。イギリスのEU離脱、トランプ政権によるTPP離脱など保護主義の動きが強まるなかで交渉は停滞するかにみえたが、早期成立を求める日本側の働きかけもあり、17年７月３日の「大枠合意」で一応の決着をみた。

日本国内での「大枠合意」の捉え方は、立場で異なる。16年の日本とEUの輸出入額は16兆円であり、日本の輸出入総額の１割を占める。関税撤廃でEU向けの自動車や機械製品の輸出が伸びるとみる工業界は、今回の「合意」をおおむね好意的に評価する。一方、EUから輸出額が大幅に増加するとみられる農産物に関連した業界では評価が割れる。EUは、今回のEPAで日本向け加工食品の輸出額が170～180％増加すると試算しているが(注1)(第１図)、日本の流通業者や飲食店は、農産物の関税撤廃・引下げをEU産の食材を廉価に仕入れる好機として歓迎する。一方、農林業関係者は関税撤廃・削減によって悪い影響が出るとみている。特に、酪農分野は、競争力のあるEU産乳製品の輸入増加による乳価下落を懸念している。そのほか豚肉・パスタ・菓子・林産物などの生産者・製造業者にも影響が出ると見込まれ、日本政府は対策を講じるとしている。

2　EUの公開情報にみる合意内容

関税分野に関心が集まるEPAであるが、今

第1図　EPA発効に伴うEUの日本向け輸出増加見込み

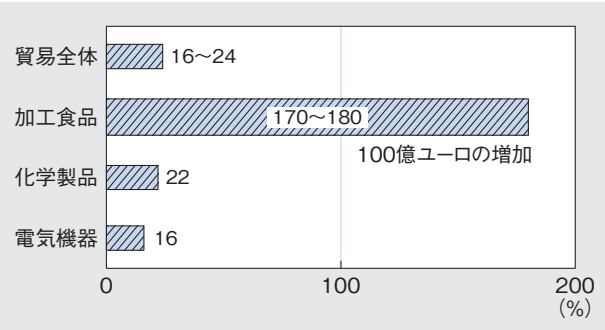

資料　European Commission Webページ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

後の影響を考える際には、関税分野以外についても考える必要がある。EUは決着していない項目も含めて、‘EU-Japan EPA - The Agreement in Principle’(注2)として公開している。この文書は、日本政府が公開する「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート(注3)」と比べ、格段に詳細な情報を含んでいる。これらの文章に基づいて農業政策と関連する地理的表示(GI)と衛生植物検疫措置(SPS)についてみてみたい。

まず、日本側の地理的表示に関する公開情報では、日EUが相互に保護を目指すとしているが、EU側は、EUの地理的表示に適さない日本国内の商品で協定発効後、アルコール飲料で５年、食品で７年以内に現在の表示を使用できなくなるとしている。EUの地理的表示では生産基準を公表しており、基準に従って生産された商品以外を認めない。ゴルゴンゾーラ、パルメザンなどのチーズの名称は、EU基準では地理的表示に含まれているが、日本ではこれまで一般名称として取り扱われてきた。今後、日本の農業者・製造業者は地理的表示に対応しなくてはならないが、食品表示廃止の具体的な期限は日本政府側から公表されていない。また、地理的表示の問題は国内生産品だけにとどまらず国内に流通する輸入品にも及ぶため、日本に農産物を輸出するアメリカとの間でも調整が必要になるとみられる。

次に、日本側の衛生食物検疫に関する公開情報は、国内の食の安全基準に変更がないといった国内対策が中心だが、EU側は、日本からの畜産品輸出にEUの食品衛生基準を満たした施設が必要になるという内容を含んでいる。日本政府はEUとのEPAを「強い農林水産業」による輸出拡大の契機と捉えているため、国内政策に変更がないとしても、EUへの輸出を考えてEUの基準に対応しなくてはならない。現在、EU基準に対応して輸出が行われている畜産品・酪農品は牛肉だけであり、豚肉・鶏卵・牛乳・乳製品は申請中である。なお、動物福祉の観点から施設当たりの飼育密度や飼育方法にもEU基準の規制が加わるのではないかとの一部国内報道もあったが、現在のところEUの公開情報のなかに飼育面での規制を加えるとの記載は確認できていない。

3　今後の課題

日EU・EPA交渉はEU主導で進められ、「大枠合意」として決着したこともあり、関税分野以外にも課題を多く残している。食品の表示は、７年以内にEUに合わせた地理的表示に改める必要がある。また、食品をEUに輸出する際には、EUに合わせた残留農薬や食肉処理基準に対応しなくてはならない。しかし、日本の生産者・製造業者がEUの基準に対応しても、必ずしもその費用に見合う価格で取引が行われる保証はない。

EU側の公開文書は分量が多く、日本政府が公表していない内容を多く含んでいる。今後は日本も情報開示を積極的に行い、活発な議論を進めることが必要であろう。

（17年10月22日現在）

（うえだ　のぶひろ）

(注１)日本政府による試算は17年10月22日現在公開されていない。

(注２)http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id＝1684（17年10月22日現在）

(注３)http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf（17年10月22日現在）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

食料安全保障とスイスの農政改革
── 今般の憲法改正の意義 ──

主席研究員　平澤明彦

スイスでは、９月24日の国民投票により憲法を改正[注1]して食料安全保障の条項を追加することを決めた[注2]。支持は広範にわたり、賛成の割合は78.7％、かつ全ての州で賛成が３分の２以上であった。この憲法改正は農業団体による国民発議[注3]を発端としているが、国民投票の対象となったのは議会の作成した対案である。対案は環境団体や経済団体の意見を反映しており、全ての政党から支持を受け、農業団体は当初案を取り下げていた。

１　これまでの農政改革との関係

当初の国民発議が提出された時期（2014年７月）は現行の中期政策である「農業政策2014-17」の実施初年であった。また、発議の内容は、とりわけ農地の減少抑制と品質戦略の有効な施策を求めるものであり、それらは以下にみるとおり農業政策2014-17の重要な論点であった。

農業政策2014-17は各界が参加して９年をかけて検討・準備され、食料安全保障への対応も拡充された。スイスでは1993年以来一連の農政改革が進められ、高水準の直接支払いにより、農業経営を支えかつ農業の多面的機能（環境保全など）の維持向上を図ってきた。しかし、価格支持の廃止や輸入自由化の進展によって穀物の作付けや自然放牧地が縮小し、食料自給率は低下した。2000年代後半以降における農産物の国際価格高騰によって食料安全保障に対する関心が高まったこともあり、議会は自給率60％の維持や、新たな政策概念（食料主権、品質戦略、持続可能な消費。詳細は後述）の採用を要請した。一方で、直接支払制度については多面的機能への貢献が明確でないとの批判があった。

その結果、農業政策2014-17では直接支払制度の抜本改正がなされた。直接支払いは各種の具体的な多面的機能への対価として再編成されたのである[注4]。食料安全保障との関連では、中長期的な農業生産の維持を目指して「供給補償支払い」（最低限の生産維持を受給条件とする）が導入された。加えて、農地の縮小を防ぎかつ環境汚染を抑制するため、各種の頭数支払いを廃止して面積支払いに移行した。

また、農業法が改正され、連邦政府の諸施策は農業・食品部門の品質戦略と整合し、かつ食料主権に従うよう定められた。「品質戦略」はスイス国内産品の差別化と付加価値向上を目指すものである。「食料主権」とは、「国際協定の順守を前提として、人々、国あるいは国の集まりが、農業・食料政策を自ら定義し、あるいは食料の生産方法を自ら決定する権利であり、そしてまた自らの土地で生産された食料供給への権利」（連邦参事会、2013年）である。加えて、「持続可能な消費」を促進するため、持続可能な方法により生産された農産物・食品を消費者に知らせる表示（利用は任意）が導入された。これらの新たな概念や施策は、さらなる貿易自由化が予想されるなかで価格競争力の低いスイス農業の維持を目指すものといえよう。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

2　食料安保条項と今後の農政

可決された憲法改正の内容は、食料安全保障を実現するための望ましい方向性を示しており、次の段階の農政改革に指針を提供することになろう。

憲法に新たに追加される第104a条（食料安全保障）は、持続可能性を担保しつつ国民への食料供給を確保するために促進すべき事項を５つ定める。

第一に農業生産基盤、とりわけ農地の保全である。これは農業団体が当初の国民発議で求めたことである。

第二に地域の条件に適合し、自然資源を効率的に用いる食料生産である。集約的農業生産と環境負荷の拡大を避け、国内農業生産の長期的な持続可能性を確保するための規定である。(注5)

第三に農業および農産食品部門が市場の要求を満たすことである。この規定により農業と農産食品部門の両方が市場指向であるべきことが明示された。従来の規定（第104条）は農業のみを対象としていた。

第四に農業と農産食品部門の持続可能な発展に資する国際貿易である。農地の不足しているスイスでは、ある程度の輸入は十分な食料供給のため必須であるが、無制限の輸入は国内農業の縮小につながる。また、持続可能でない生産方法（環境破壊や搾取労働）による農産物・食品の輸入は環境団体にとって望ましくなく、農業団体もそうした輸入品との競争は不公正だと考えている。新たな規定は輸入に国内外の持続可能性という制約を課すことで、国内生産や望ましい生産方法との間で均衡を図ろうとしているとみることができよう。

第五に自然資源の保全に資する食料の利用である。これは消費に至る食品部門全体を網羅しており、主要な課題として全体の３分の１に達する食料廃棄の抑制が想定されている。

このように、新しい条項は国内農業生産だけでなく、輸入や川下の食品部門、消費などフードチェーン全体を網羅し、しかも環境への具体的な配慮がなされている。

一方、連邦農業庁は、2025年までに農業と食品を包括した統合的政策を確立する長期構想（2010年）を打ち出している。ただし、来年から実施される次の中期政策「農業政策2018-21」は、現行の施策をそのまま継続することが決まっている。(注6) そのため、農業・食品政策の統合はその次の「農業政策2022-25」に持ち越される。そこでは農業政策2014-17で導入された各種政策概念（上記）について施策が展開されるとともに、今回の憲法改正で定められたフードチェーン全体に関わる食料安全保障も基礎となろう。

（注１）スイス連邦憲法は頻繁に改正されている。国の主権は州にあり、連邦政府に委ねられる権限を連邦憲法でかなり詳細に定めているためである。

（注２）国内では共同通信（９月25日各紙）や日本農業新聞（９月26日）が報じた。

（注３）10万人以上の署名とともに憲法改正案を提出し国民投票にかける制度。投票全体の過半数および州の過半数（における賛成多数）により可決される。

（注４）詳細は平澤（2013）を参照。

（注５）条文の意図はおもに議会経済・税制委員会の報告書（2016年）を参照。

（注６）財政悪化を受けた法定の政府歳出削減により、農業予算は３％近く縮小される。

＜参考文献＞

・平澤明彦（2013）「スイス『農業政策2014-2017』の新たな方向―直接支払いの再編と2025年へ向けた長期戦略―」『農林金融』66巻、７月号（43～62頁）
http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1307re3.pdf

（ひらさわ　あきひこ）

ベトナムのフードバリューチェーンの動向

── 模索される食の高度化への対応 ──

研究員　山田祐樹久

アジア諸国への農林水産物輸出や農業法人の進出など、アジアのフードバリューチェーンに日本が関わろうとする動きが活発化している。なかでも脚光を浴びるベトナムの農業生産と農産物流通について、特徴や近年の動きを整理する。

1　1980年代以降の飛躍的な農業発展

ベトナムは現在、主要な食料輸出国としての地位を築いているが、農業発展が進んだのは1980年代以降であり、それ以前の集団農業生産体制期の農業は長期的に停滞していた。

45年に共産政権が発足し、58年から北部地域で集団農業生産体制が導入された。その執行機関として合作社が村ごとに設置され、村内の生産と分配を一元的に管理するようになる。しかし、同体制下では、農家の生産努力に報酬が見合わないことが多く、農業生産の停滞が顕在化した。特にベトナム戦争後は合作社の求心力低下が一層深刻化し、その崩壊が相次いだ。こうした事態を受け、政府は80年代以降、余剰生産分についての農家の自由裁量を段階的に認めるとともに、86年のドイモイ政策により市場経済導入と対外開放に踏み切ることとなる。

自由化の流れのなかで、93年の土地法改正により、農地の使用権が政府から農家に分配され、また、96年の合作社法改正により、合作社は農業協同組合としての位置づけに変更された。これら一連の政策転換のもとで農家の生産意欲は飛躍的に改善し、生産量は急上昇した。第１図の米の単収の推移にかかるタイとの比較から、ベトナムの単収の上昇が80年代以降に急速に進んだことが読み取れる。

2　高付加価値化が目指されるも流通面に課題

ベトナムの農業発展は、増産がけん引してきた面が強かった。ただし、近年の高度経済成長のもと、安全な農産物への消費者のニーズが高まっており、これに対応しようとする動きもみられる。なかでも、2010年頃から、「安全野菜認証」やベトナム版のGAP（Good Agricultural Practice）認証である「VietGAP認証」といった、政府の定めるガイドラインにのっとって生産された農産物への認証(注1)が、生産者・消費者の双方から注目を集めている。

しかし、こうした農産物の高付加価値化の取組みには課題も多い。特に、消費者からは「安全野菜は本当に安全なのか」、生産者からは「自分は安全野菜農家であるにもかかわら

第1図　ベトナムとタイにおける米の単収

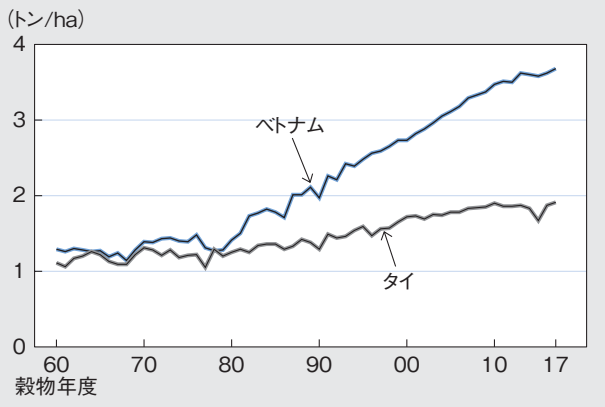

資料　伊東正一:九州大学大学院農学研究院食料農業政策学研究室「世界の食料統計」
(注)　精米換算。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ず、自分の野菜が通常の野菜として売られている」といった声が聞かれる。その主な理由の一つには、農産物流通機構の未整備が挙げられる。

首都ハノイ市を抱え、野菜生産が活発な地域である紅河デルタでは、野菜の流通過程で多数の零細な商人を介すことが多い。まずは、村内の集荷商が生産者から農産物を買い取り、近隣の卸売市場にバイクで運搬する(注2)。卸売市場にて次の商人に買い取られた後、ハノイ市内の集合小売市場に運ばれ、そこで小売商に買い取られる。そして、同市場内の売場に、路上小売商や屋台経営者、一般消費者が買いにくる。

こうした多数の商人を複雑に経て流通する農産物は、集合小売市場で販売される際には、産地などの情報は不確かとなってしまう。安全野菜についてもこうした流通経路をたどることがあり、その過程で通常の野菜と混入してしまうといった問題が生じている。

3　脚光を浴びる非市場流通

このような課題に対応するため、安全野菜認証やVietGAP認証を取得している生産者集団が合作社や農業法人を設立し、食品会社と契約栽培を行うケースがみられる。こうしたタイプの合作社は、いわば専門農協であり、その数は徐々に増えている。

ハノイ市Hom市場(集合小売市場)。筆者撮影

また、安全野菜や有機農産物の生産者集団と契約し、消費者に対し直接販売を行う法人もみられ始めている。取り扱う商品は、契約産地の野菜の詰め合わせボックスといったものであり、80年代から90年代に日本で活発にみられた生協によるボックス産直を彷彿とさせる取組みである。

さらに、ベトナムの巨大資本であるVingroup(注3)の小売部門VinMartは、同資本の農業投資部門VinEcoから、VietGAP認証を取得した農産物や有機農産物を仕入れている。VinEcoは15年にVingroupの出資で設立された法人であり、全国各地に産地を持つ。Vingroupは自ら農業分野に参入することで、高付加価値農産物のサプライチェーン強化を図ったと考えられる。

ベトナムのフードバリューチェーンは近年、「量」から「質」への対応に迫られていると言えよう。合作社による契約栽培や、産直、企業の農業参入など、農産物の生産、流通のあり方が多様な形で模索され始めている。

(やまだ　ゆきひさ)

(注1)安全野菜認証やVietGAP認証の詳細は、日本貿易振興機構「ベトナムにおける高付加価値野菜の栽培・流通関連制度調査」(2015)(下記URL)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/f02aa2a7f34d0b98/jetro_agrireports_vn201503.pdf

(注2)なお、ここで示した集荷商は兼業農家であることも多く、また、農家自身が卸売市場に直接運搬するケースもみられる。

(注3)近年、急成長を遂げた現地資本であり、不動産投資をはじめ、幅広い分野の経営を行う。詳しくは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「グローバルレポート ベトナム生活産業分野の一翼を担う注目企業 Vingroup」(2016)(下記URL)
http://www.murc.jp/thinktank/rc/report/global_report/global_1609.pdf

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

歴史からたどる漁業制度の変遷

── 漁業制度の立法過程 ──

主任研究員　田口さつき

1　漁業制度の統一に向け

明治維新後、日本は、欧米の法概念を取り入れ、憲法や民法などを制定し、近代法制度の基礎を築いた。それが一段落すると、産業の発展に向けて、各種の法律を整備した。このような流れのなか、漁業にも全国一律の法律が必要という認識が高まっていった。

すでに、漁業組合準則が1886年（明治19年）に公布され、漁業組合設立により組合員間で秩序の回復が図られていたところであったが、漁民の増加、漁具・漁法の発展に伴い、漁獲圧の上昇や漁業紛争の激化が起こっていた。

このようななか、1893年に貴族院議員の村田保による漁業法案（村田案）の提出により、統一的漁業制度の確立に向けた討論が始まった。しかし、江戸時代からの漁業の実態を踏まえて漁場利用慣行を法文にするのは容易ではなく、1901年に漁業法が成立するまでに８年もの歳月を要した。

2　村田案から議論が始まった

この村田案は全33条から成っていた。(注1) 漁場の区域と利用方法は、従来の慣行によるものとされた。その一方で、従来の慣行が判明しないときは、「地方長官は農商務省大臣の認可を経て(注2)」、定めるとされた。

また、政府による漁業取締強化のため、「漁業を営まんとする者は地方長官の免許を受くべし」（第８条）と、免許制が打ち出された。さらに、第９条で「水面を区画して漁具を常設し若（もしく）は魚介苔藻類を養殖し其（そ）の他水面の一部を区画し漁業に従事せんと欲する者は地方長官に出願し免許を受くべし」とされた。

この区画漁業については、どの漁業種類を指すのかは不明確だが、存続期間は10年であった。ただし、水族繁殖、治水、その他公益に妨害があると認められる場合は、地方長官は免許の取消しや制限ができるとされた。また、区画漁業免許区域で、他人が養殖している魚介苔藻類を採捕した者への罰則があった。そして、免許を受けず区画漁業を行った者には罰金が用意された。

紛争に関しては、漁場の区域と利用方法について争論がある場合は、漁場および関係漁業者が属する地域の行政庁が対応することとされた。その決定に不服がある場合は、訴願でき、農商務省が裁決を行うこととされた。しかし、その裁決に対しては不服であっても訴訟を起こすことができないものとされた。

また、水産動植物の繁殖のために、農商務大臣は、魚種・寸法などを定め採捕禁止、特定の漁具・漁法の使用禁止・制限、禁漁場を設けるなどの措置ができるとされた。地方長官は、農鉱工業の廃棄物の河川等への放流を禁止することができ、さらに、農商務大臣の認可を経て漁業取締りに必要な命令を発するなどの措置がとれるものとされた。このような繁殖保護の方法の多くはその後の法案にも引き継がれた。

なお、漁業組合については、「漁業者は水産動植物の繁殖保護其の他共同の利益を図るため」、設立すべき組織というほどのものだった。

この村田案は議会解散のため成立しなかった。1895年に村田は法案を修正し、再び提出したが、審議未了となった。また、1899年に政府案が提出されたが、村田案から主に変わったところとしては、行政庁の処分(注3)に不服の者は訴願でき、さらに行政庁の違法処分によ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

り権利を毀損された者は行政裁判所へ出訴することができるといった政府への対抗措置が講ぜられていた。

3　漁場の共同管理・共同利用について

日本の各地では、古くから、漁村に接した漁場で、村民が漁業期間など一定のルールの下、アワビなど磯根資源をとって利用していた。漁村に住む人々にとって地先の漁場は村民全体の財産という意識も強かった。この漁場利用慣行を権利としてどう表すか、そして誰にその権利を享有（きょうゆう）させるかが漁業制度の立案過程で課題となった。

1900年の第２次政府案で「漁業権」という言葉が初めて登場した。第１条で「本法に於（おい）て漁業者と称するは漁業を為す者及（および）免許を受けたる漁業権を享有する者を謂（い）う」と、漁業権が行政庁の免許によって発生するものとして表された。その対象となる漁業は、①建網、地引網など特定の漁業（第３条に列挙）に加え、②第４条の「区域を限りたる根付磯根漁業」と「種川（注4）に漁具を設置する漁業」だった。これらについては、免許を受けず漁業を行った者には罰金が設けられていた。

免許を受ける者は、①の第３条漁業は「漁業を為す者」もしくは「漁業組合」である。これに対し、②の第４条漁業は地元漁業組合のみが漁業権を享有できた。

ここで②の第４条漁業の漁業権の享有者が漁業組合となったのは、市町村合併の影響も大きい。明治初期に、村民の代表として村が漁場を保有する事例も多かったが、市町村合併

平瀬徹斎 撰、長谷川光信 画「日本山海名物図会　５巻」（1797）

が行われた1889年以後は、「新しい町村の中には、相対立し合う漁業部落も入りえたし、漁業に無関係な部落も入りえた」（二野瓶（1981））。

このため、漁業者の集団である漁業組合が漁村共同体の代替組織として浮上した。漁業者の生計を維持することが目的であるため、漁業組合の事業に制限を設けることが検討された。

そのため、第２次政府案では、漁業組合は「漁業の免許を受くることを得　但し自ら漁業を為すことを得ず」（第22条）、さらに、「定款の定むる所に依（よ）り其の組合員をして漁業を為さしむるべし」（第23条）と、漁場を利用するのは組合員であることが明記された。また、漁業組合は第４条の漁業権を処分することができなかった。なお、①の第３条の漁業権は相続が可能であり、行政庁の認可を受ければ処分が可能だった。

この第２次政府案は、議会から慣行としての漁業を反映していないと反発があり成立しなかった。ようやく、第３次政府案が修正されて漁業法は成立した。この間、財産権としての漁業権はより明確に確立されていった。

＜参考文献＞

・片山房吉（1937）『大日本水産史』農業と水産社
・二野瓶徳夫（1981）『明治漁業開拓史』平凡社

（たぐち　さつき）

（注１）村田案および政府提出漁業法案は、片山（1937）を参照されたい。

（注２）原文は、漢字とカタカナ表記である。以下同じ。

（注３）行政庁による漁業の免許の許否、漁業の慣行に関する紛争についての採決など。

（注４）鮭など遡上性魚類の産卵を保護してその繁殖を図った川。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

JAハリマ管内での宍粟市親子わくわく体験旅行

主席研究員　重頭ユカリ

1　宍粟市親子わくわく体験旅行

９月下旬の秋晴れの日、兵庫県宍粟市（しそうし）の山間の畑には、大きなサツマイモを掘り出した子どもたちの歓声が響いた。JAハリマの管内で催された「宍粟市親子わくわく体験旅行」に参加したのは、JA兵庫六甲の組合員・利用者である親子30数人だ。

2　きっかけは信連のプロジェクト

今回の農業体験旅行は、兵庫県信連の管理職向け人材養成プログラム「未来塾」でのプロジェクトがきっかけとなった。企画を発案したのは、「地域活性化へのJAの取組み」をテーマとするチームである。

舞台となった兵庫県宍粟市は、2005年４月に４町の合併で誕生したが、16年に人口が４万人を切り、市民と危機感を共有するため、市長が人口減少非常事態を宣言するに至った。

JAハリマも、地元電鉄会社と組み、農業体験企画を数年間実施するなど、これまでにも地域活性化のための様々な取組みを行ってきたが、なかなか面的に広がらないという課題があった。今回、信連からの発案を受け、役職員、組合員、さらには行政の協力も得て、このプロジェクトに取り組むことになった。

他方、体験旅行の参加者はJA兵庫六甲の神戸元町店の組合員・利用者のうち、18年に新たに新店舗が開設される御影地区周辺に居住する人々である。既に貯金や貸出、共済でJAと取引をしているが、管内でも特に都市的な地域在住のため、農村部のようにJAと様々な面で関わりを持つことが少ない。新たに開設される店舗ではより関係性を強め、農業に対する理解を深めてもらいたいという願いをこめて、参加者を募った。

したがって、今回のイベントは、農村部への人の呼び込みと、都市的な地域の在住者とJAとの関係性強化という二重の目的があった。この目的を達成するため、両JAと兵庫県信連、宍粟市は延べ17回もの打合せや事前準備を重ね、参加者が楽しみながら、地域や農業への理解を深められる工夫をこらした。

3　宍粟市・JAファンを増やすプログラム

参加者は、神戸市内をバスで出発し、JAハリマ本所からほど近いサツマイモ畑に向かった。宍粟市の福元市長からの出迎えを受け、宍粟市が琵琶湖とほぼ同じ大きさで、９割を山が占めることが紹介され、JAハリマの上野組合長、兵庫県信連の中村理事長からも歓迎を受けた。自治会長や農会長をはじめとする地元の農家の方々からは、サツマイモの保存方法について説明を受けた。

畑は、農家やJA、信連の職員により下草がきれいに刈られ、さらに昔ながらの焼き芋の作り方を披露するため、もみ殻のくん炭器も用意されていた。子どもたちは、最初はおぼつかない手つきで芋を掘り始めたが、農家の方から「芋の下の方を持って揺すると取れやすいよ」等のアドバイスを受け、みるみるうちに上達した。子どもの顔ほどの大きな芋も多く、「こんな大きいサツマイモは初めて見た」という声があちこちであがった。

次にバスが向かったのは、30分ほど離れた

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

大きなサツマイモを掘る参加者

原不動滝公園だ。バスの中では、総務省が募集した宍粟市の地域おこし協力隊として活動する加藤智子さんが、宍粟市でのエピソードを紹介してくれた。加藤さんは、宍粟市に来てから狩猟免許をとり、撃った鹿を自分でさばくアクティブ派で、子どもたちからのリクエストで、鹿の角やなめした皮も披露された。

アマゴ(魚)つかみ体験では、素早い動きで逃げる魚を追うため、見ず知らずの子どもたちも互いに協力しあっていた。ほとんどの子どもが素手で魚を捕まえるのが初めてであり、お尻がぬれるのも構わず、夢中で魚を追いかける姿が印象的だった。

昼食はバーベキューだったが、アマゴや焼き芋、JAハリマの職員が作った管内産の新米を使用したおにぎりも振る舞われた。新米のおいしさに、１人で４個もおにぎりを食べた女子小学生もいて、お母さんも驚いていた。昼食後は、掘ったサツマイモのなかから、３kgに近い重量を選んだ親子が勝ちというコンテストが開かれ、上位者にはJAハリマの新米が贈られた。また、協力隊の加藤さんが宍粟市にまつわるクイズを出し、市のマスコット「しーたん」も登場すると、参加者は大いに盛り上がった。

その後、満腹のおなかをさすりながらも、同農園のリンゴ畑で、参加者は自分でもいだリンゴにかぶりついた。そしてJAハリマの直売所「伊和の里」に向かうバスの中では、当日直売所で使えるクーポンと、12月末までに再訪した際に使えるクーポン券が配られ、参加者は買い物を楽しんだ。当日は、地元マスメディアからの取材もあったが、参加者は口々に「宍粟市にまた来たい」「仕事があれば宍粟市に移住したいぐらい」と答えていた。

筆者がJAとの関わりについて保護者に話を聞くと、「JAでは貯金を利用していたが、子どもの小学校入学時に子ども共済の案内をもらったので加入した。以前からJAを身近に感じてはいたが、今日のイベントでさらに身近になった」「来年近くにJA兵庫六甲の新店舗ができるようなので、楽しみにしている。まだJAを利用していない家族や友人にも利用を勧めたい」との声が上がった。

4　持続性のある取組みとするために

旅行では、豊かな自然の中で地元の農家や地域の人と触れ合えたことが、参加者には貴重な体験だったことが感じられた。地域活性化や利用者との関係性強化は、短期間で達成できるものでないため、参加者がJAや地域に対して感じた親近感を持続させられるかが重要である。今回構築されたJA、信連、行政のネットワークをもとに、参加者向けに引き続きイベント情報を発信するなどの働きかけを行う必要があるだろう。比較的若い親世代も多かったため、SNSの活用も想定できよう。また、今回参加していない人にも旅行の模様をレポートしてJAのイベントの楽しさを伝えることは、次回以降の参加を促すことにつながるであろう。

（しげとう　ゆかり）

県内陸部での販路拡大にいかに取り組むか
──山形県広域浜プラン──

研究員　亀岡鉱平

漁協系統が取り組む浜プランおよび広域浜プランをみると、魚価向上や所得増加を目指して販路の拡大を課題に挙げているものが多い。この「販路の拡大」の内実は多様であり、地元以外の主要消費地への販売や輸出から、漁協管内の学校での魚食普及活動まで様々なものを含んでいる。また、浜プランの実施状況を観察すると、当初地元以外への販路拡大を目指してスタートした取組みが、次第に地元での販路拡大も含む形で展開している場合がみられる(注1)。この背景には、安定的な消費地としての地元への期待や地元漁業の認知向上の意図がある。

今回は、県内陸部での県産水産物の販路拡大を目指す山形県の広域浜プランを取り上げ、その経緯や現状についてポイントを整理する。

1　魚食文化の地域差を超えて

山形県の広域浜プランが県内陸部での販路拡大を目指す背景にあるのは、沿岸部と内陸部の魚食文化のギャップである。

山形県の人口は県庁所在地である山形市を含め県内陸部に集中しており、沿岸３市町の人口は県全体の22.2％にすぎない(2017年８月１日時点)。他方で県産水産物の出荷先は、北陸を中心とした県外が５割、地場消費が４割であり、県内陸部向けは残りの１割にとどまっている(注2)。県内陸部で消費されているのは、主に三陸太平洋側の水産物であり、赤身魚が中心である。県産品は白身魚が中心であることから、魚食文化の県内地域差は大きい。

しかし、山形県の広域浜プランではこのギャップをむしろ販路拡大の余地と捉え、県内陸部に対する県産品のPRに着手することとなった。

2　産直施設「庄内海丸」を活用した販路拡大

県内陸部での販路拡大のために、山形県漁協は直営産直施設「庄内海丸」を山形市内の生協店舗内にテナントとしてオープンさせた。庄内海丸のオープンは16年３月であり、県漁協職員を含むスタッフによる積極的な調理情報の提供や対面販売が特徴である。また、単に県産品を販売するだけではなく、近隣他店との差別化のためにキツネダラ(タナカゲンゲ)のようなこれまでも漁獲されてはいたが一般には馴染みの薄い魚種の販売が重視されており、これが情報提供の必要性を高める要因になっている。２年目となる今年度の売上げは、売場作りの工夫(活魚販売、「時価」表示による話題作り等)、業販の営業強化、SNSの活用によって、黒字で堅調に推移している。

丸魚や切身とともに、刺身や総菜も重要な商材となっている。店舗が古くからの住宅街近くにあるため、客層としては高齢者が目立

陳列棚には調理方法や鮮度の良さをPRするポップも見える

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

つ。高齢者は調理に手間のかかる揚物や少量に小分けされた総菜をよく購入していくという。開店から２年を経て、商圏の事情に対応するノウハウが蓄積されつつある。

魚価向上の効果も既に出ている。以前は300円／箱ほどだったキツネダラの単価が700～800円／箱ほどに上昇した。庄内海丸用の仕入れは当然魚価向上に直結するが、漁協が直接競りに参加することが産地仲買人に対するけん制となり、魚価向上効果を拡大させているという。販路拡大の取組みが、実際に拡大した販路分以上の魚価向上効果をもたらしうることは、類似の取組みにとっても参考となる点である。

3　先行する取組みとの関連

庄内海丸を起点とした販路拡大について理解するには、先行する二つの取組みとの関連が重要である。

一つ目は、産直カーによる移動販売事業である。08年に鶴岡市山間部からスタートし、11年からは県内陸部での販売を開始した。この産直カー事業で得られた手ごたえや消費者からの要請が常設店舗である庄内海丸の開店につながっている。現在のリピーター客のなかには、産直カー時代からの顧客もしばしばみられるとのことである。

二つ目は、サワラブランド化の取組みである。「庄内おばこサワラ」の名称で知られるこの取組みは、ブランド化の成功事例として全国的にも著名である。この取組みは、鮮度保持技術のマニュアル化とその順守の徹底を中心とするものだが、県内での販売量を抑え、築地への高単価での販売を重視した点に特徴があった。しかし、これは県内での販売を軽視していたからではなく、県外で評判になれば、おのずと県内の関心も喚起されるだろうという目論見があったためである。庄内海丸の開店は、サワラブランド化によって高まった県産品への関心に応える格好のタイミングだったと言えるのではないだろうか。

4　漁協と行政の連携による課題の克服

県内陸部への販路拡大という当初目的にかなう成果が表れる一方、課題もみられる。

第一に、加工品製造の負担感の問題がある。漁法上未利用魚が生じやすい小型底びき網に従事する漁家の女性が製造しているが、作業の負担感は無視できないという。メニューの工夫、参加漁家女性の拡大といった地道な対応が求められるところである。

第二に、産直カー事業との両立の問題がある。庄内海丸の前身である産直カー事業は庄内海丸が取り込む形で維持されているが、産直カーに引き続き人員を割り振るかどうかが課題となっている。県産品を積極的に取り扱う飲食店（やまがた庄内浜の魚応援店）への業販用に位置づけ直すなどの判断が求められつつある。

以上含め地域漁業の課題解決に向けては、漁協と行政の連携が不可欠である。庄内海丸に対しては「水産物直売トライアル事業」として県および沿岸市町が一部補助を支出しているが、漁協主体のプランで課題が明示化されたことにより、行政にとっては適切な支援策を提案しやすくなった。引き続き、プランが漁協と行政の協力関係強化に貢献することが望まれる。また、山形県では、水産関連施策が充実しつつあり（普及指導員の増員、蓄養の実施検討）、プラン履行との相乗効果も期待される。

（かめおか　こうへい）

（注１）亀岡鉱平（2017）「浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題」『農林金融』５月号第70巻第５号

（注２）北陸向け出荷が多いのは、北前船由来の伝統的な物流ルートが形成されているためである。

国産レモン生産振興のための農商工連携のあり方
──尾道市瀬戸田町(株)島ごころのレモンケーキを事例として──

広島大学 大学院生物圏科学研究科 准教授　細野賢治

1　はじめに

わが国カンキツ生産が温州ミカンを中心に全体として縮小傾向にあるなかで、レモン生産は1990年に収穫量2,027トン、自給率0.7％であったのが、2014年には収穫量10,095トン、自給率2.7％にまで拡大している。

レモンの商品特性は、生鮮果実を生食でなく主に調味料として利用し、また加工品は、他のカンキツ類に比べてその用途が幅広い。

ところで、レモンは栽培適地性などの自然条件や価格といった経済条件などから、国内供給はこれまで輸入品がほとんどであった。近年の国内レモン生産拡大の背景には、健康ブームなどに伴って果皮も含めた利用が増大し、「安全・安心」面でポストハーベスト農薬を使用しない国産レモンの需要が拡大傾向にある点が挙げられる。しかし、国産レモンの生産振興を持続的なものにするためには、レモンの商品特性とも関わって産地において良好な農商工連携を実現することが重要である。

そこで本稿では、広島県尾道市瀬戸田町(生口島)においてレモンケーキを製造販売する株式会社島ごころの取組と地元JAとの連携関係を事例として、持続的な生産振興を実現するための農商工連携のあり方を検討する。

2　(株)島ごころのレモンケーキ

(株)島ごころ代表取締役社長の奥本隆三氏は、2008年４月に出身地である尾道市瀬戸田町において、個人経営の洋菓子店パティスリー・オクモトを開業した。経営理念は「瀬戸田をもっと誇れる島にしたい」である。奥本氏は神戸市内の洋菓子専門店での経験を活かし、開業当時は「神戸のお菓子を地元の人々に食べてもらいたい」という方針で商品づくりを行っていた。しかし、同年の夏に常連客から「地元食材を使ったお土産品が欲しい」と要望され、試作を重ねた末、2009年４月にレモンケーキ「島ごころ」を発売した。

レモンケーキ「島ごころ」の特徴は、①レモンの薫りと食感を重視し、レモン果皮を１つずつ包丁でカットしジャムにして生地に練りこむ製法、②原料レモンは全量、地元特産で安全性の高い「せとだエコレモン」を使用、③原材料のうち小麦粉、砂糖は全量国産、バターも基本的に国産を使用、④レモンの薫りを損なわないよう、ケーキをホワイト・チョコレートでコーティングしない、などである。

レモンケーキ「島ごころ」は発売された2009年以降、第１図の通りほぼ順調に販売個数を伸ばしている。そして当社は、2016年３月に「島ごころ」に社名を変更した。

3　(株)島ごころの原料レモン調達

尾道市瀬戸田町は、第２図に示す通り2014年のレモン収穫量が2,669トンであり、広島県

第1図　レモンケーキ「島ごころ」販売個数の推移

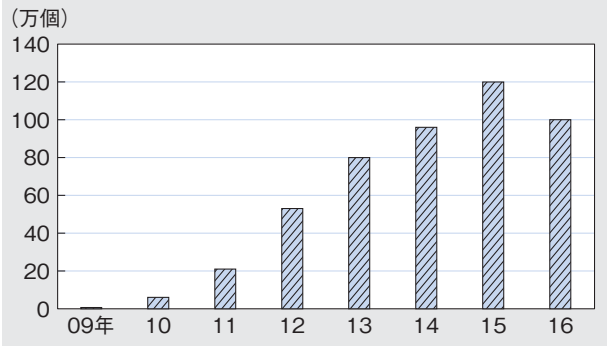

資料　(株)島ごころヒアリング調査

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2図 尾道市瀬戸田町におけるレモン収穫量の推移

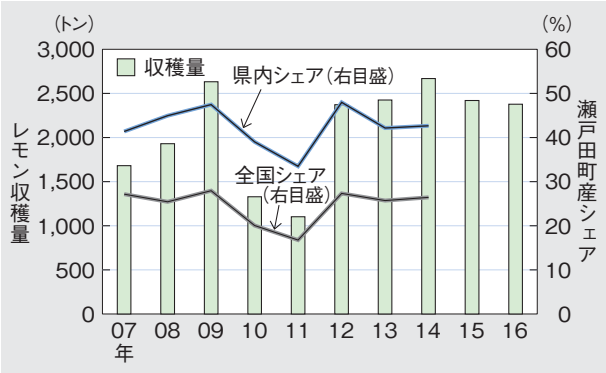

資料　JA広島果実連調べ、農林水産省「特産果樹生産動向等調査」
(注)　2015年、2016年産の全国および広島県全体のレモン収穫量は、2017年10月時点でデータが公表されていない。

レモン残さを出さないビジネスモデルの説明パネル

の43%、全国の26%のシェアを持つ。

JA三原柑橘事業本部は、尾道市瀬戸田町のカンキツ生産を管轄している。当JAが取り組んでいる「せとだエコレモン」は、2008年に広島県から特別栽培農産物の認証を受けており、尾道市瀬戸田町内において化学合成農薬および化学合成肥料を慣行の５割減の使用で栽培したレモンのことである。2015年の「せとだエコレモン」生産者数は202人、栽培面積は46ha、出荷量は1,044トンである。

(株)島ごころは、原料レモンの全てに「せとだエコレモン」を採用しているが、その意義について奥本氏は、①レモン果皮を使った加工食品に地元産の特別栽培レモンを使用することで、より高い安全性を追求する姿勢を消費者に示せる点、②原料レモンを個人農家から直接仕入れるとその利益は一部にしか還元されないが、地元JAから仕入れるとその利益が瀬戸田町レモン生産全体に還元されることになる点、を挙げている。当社は「せとだエコレモン」をJAせとだ選果場から直接調達しており、2009年度に300kgであった仕入量が2016年度には17トンにまで拡大した。

4　レモン残さを出さないビジネスモデル

(株)島ごころでは、地元産の「せとだエコレモン」を大切に扱い、環境への負荷をできるだけなくす意味も込めて、残さを出さないビジネスモデルの実践に取り組んでいる。

例えば、ケーキの原料に果皮を使用しているが、ケーキに使用しないじょうのう部は絞って果汁として販売しており、果皮のオイルがなく純度が高いと評判である。また、果皮を蒸留してケーキに使用するレモンジャムの原料を精製するが、その際に出た蒸留水を使ってレモンオイルとレモンウォーターも精製し、前者は天然由来の香水として、後者はレモンゼリーの原材料として活用している。

5　おわりに

(株)島ごころの取組の特徴は、①所在する尾道市瀬戸田町の特産品「せとだエコレモン」を使用、②地元JAと良好な関係を持ちながらの原料調達、③レモン残さを出さないビジネスモデル、などである。つまり、これらの取組は「瀬戸田を誇れる島にしたい」という当社の経営理念に集約されている。この取組は、生産振興に向けて持続的な農商工連携を実現するには、地元に根差して事業を展開し、地元JAとの良好な連携関係が持てる企業の関与が重要であるということを示唆している。

(ほその　けんじ)

地域一体となった“産地運営”と鶏糞バイオマス発電

──岩手県・(株)十文字チキンカンパニーの取組み──

主席研究員　河原林孝由基

1　鶏が地域を支える

岩手県は国内有数の鶏の産地であり、鶏肉の農業産出額は515億円で品目別トップ、米と並んで県内産出額の２割を占める主要品目となっている(2015年「生産農業所得統計」)。とくに県北部は養鶏業が盛んであり、(株)十文字チキンカンパニーはそこに位置し、中核的な農業法人として地域農家とつながり一大産地を形成している。同社では鶏のふ化から飼育、食肉加工まで一貫した生産体制を整え、年間５千万羽、全国の７％、県内の46%の羽数を生産している(15年生産羽数「食鳥流通統計」)。

鶏の飼育では地域農家と契約し、生産農場は県北部を中心に県内14市町村・青森県４市町にまたがり、175農場、鶏舎1,085棟・18万8,820坪を擁している(17年３月現在、第１図)。鶏肉にする加工工場は細かい部分で人手を要することから３工場で１千人、グループ全体で１千５百人規模の雇用を生み出している。

工場も含めた直接の社員雇用だけでなく、地域で鶏関係の仕事に就いている者は多い。１日17万羽(１羽３kg)を出荷することから、毎日、大型トラック(10トン車)50台が動くことになる。それが工場で加工され、製品としてほぼ半分の量(歩留り率55%)がトラックでまた運ばれていく。鶏を出荷すればその後の鶏糞処理で鶏の重量とほぼ同量の鶏糞が動く。このように運送のほか、餌関係でも幅広い関連産業が生まれ、波及効果は大きい。養鶏は地域の基幹産業そのものである。

第１図　生産農場および同社関連施設

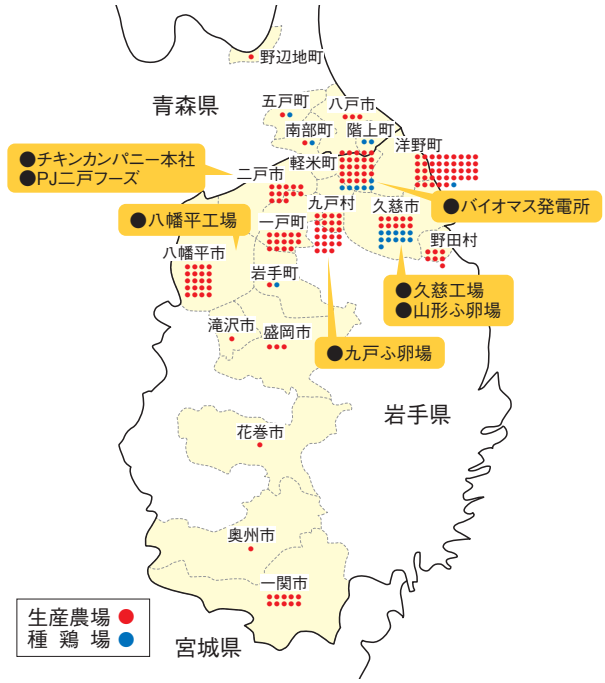

資料　同社会社案内

2　産地を運営するという気概

生産農場では、同社が用意したヒナを農家で若鳥になるまで飼育(50日程度)し、同社の加工工場に出荷する。出荷後は同社で鶏舎の水洗いや専用の洗浄機を使用した床面の洗浄、消毒作業を行う。衛生管理を徹底することで、ヒナの段階でワクチンを投与する以外は抗生物質を与えない飼育が実現できている。

鶏肉の引合いは堅調で生産農場の拡大に取り組んでおり、同社が鶏舎を用意する方式もある。そこでは農場長を一般に募集しており、新規就農者もいる。採用後は研修を受け、農場長をどこの農場にするかは同社で指名する。実績や能力・経験等を勘案し、農場長を農場間で異動させることもある。現在の農場長の子弟が独立したいならば新たな農場の農場長として応募でき、子弟が継ぎたいというならばその農場の農場長に応募すればよい。子弟が農場を継ぎたくなければ、その農場に別の就農者を当てればよい。これにより、後継者対策をスムーズに進め、意欲ある新規就農者

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

も呼び込める。

同社では専任の「農場指導員」を配置し、実際に農場に行って指導している。12人体制で１人あたり15農場程度を担当している。訪問頻度は月１回以上、鶏舎を実査し鶏の育成状況を確認、農場長と面談する。そこで疑問点を洗い出し、対策を検討・指導する。成績が芳しくない農場だと１日がかりになることもある。指導員は本社にいて互いにノウハウ・情報交換を行い、社内獣医も配置し、体系的にチームとして取り組んでいる。農場では鶏舎ごとに日報を付け、飼育データは本社で一括管理し、情報で必要なものは他の農場へフィードバックしている。鶏種は育種改良の進度が早く飼育の仕方も変わることから、その場その場に応じた農場指導が求められる。

鶏は出荷後速やかに加工する必要があり、年間５千万羽を生産するには加工工場の作業を平準化し、１日の出荷羽数を工場の処理能力に見合ったものとなるよう調整・統制しなければならない。同社では農場同士のローテーションと組合せにより、出荷(時期と量)を平準化している。地域全体として、いつヒナが入っていつ鶏を出荷するか、さながら「鉄道のダイヤグラム」のような綿密な出荷計画と加工計画を策定している。同社がその計画の作成と統制を担うことで、個々の農場では、いい鶏を育てることに専念できる。地域で一体となって産地を運営しているのである。

3　鶏糞バイオマス発電所の稼働

もうひとつ、産地での大きな問題として鶏糞の処理がある。鶏は出荷するまで、ほぼ自身の重量と同じくらいの糞尿を排出する。農場全体では年間13万トン、毎日400トン近くの糞尿が発生する。鶏糞は同社処理工場で発酵させ堆肥にするか、燃焼させ炭にして土壌改良剤や

鶏糞の受入ピットとボイラー投入用クレーン
ピットには鶏糞３日分1,200トンが貯留可能

融雪剤として販売していたが、販売が安定せず採算を度外視せざるを得なかった。そのようななか、12年に電力の固定価格買取制度(FIT)が導入され、鶏糞バイオマス発電によって鶏糞の処理に活路が開ける。以来、住民説明会を計４回開催するなど地域での合意形成を図り、昨年11月に発電所の営業運転を開始した。

発電の仕組みは鶏糞をボイラーで直接燃焼させ、その熱で蒸気を発生させタービンを回し発電・売電する。FITの買取価格(バイオマス/一般廃棄物等)は17円/kWh(税別)、期間は20年である。毎日、鶏糞400トンを処理し、発電能力は6,250kW、売電量は発電所の動力として使用する分を除いた4,800kWで約１万世帯分の電力に相当する。

鶏糞は燃焼により１割程度まで減容化(注)が可能となり、残った鶏糞灰はリン酸が多いのが特徴で肥料として利用できる。肥料メーカーへの販路が整備されたことで、循環型農業の実現に近づいた。

売電先は関東地方を中心とする生協ネットワークのパルシステムグループに全量販売している。同生協とは鶏肉の産直を中心に20年来の交流があり、「農産物だけでなく電気も安全・安心なものを提供したい」との思いが一致し、農産物と電気のダブル産直が実現した。地域のさらなる発展に向けた「突破口」として、地域を超えた絆により、エネルギーも含めた産消連携の拡大を進めている。

（かわらばやし　たかゆき）

(注)廃棄物等の容積を減少させること。減容化は処分や貯蔵の負担軽減や廃棄物の物理的・化学的安定性を高めることにつながる。

農林金融2017年10月号

農協と地域運営組織との連携をめぐる論点

（寺林暁良）

地域社会の衰退が懸念されるなか、全国で地域運営組織と呼ばれる住民の自治組織の設立が相次いでおり、農協との連携にも期待がかかっている。地域運営組織は「多様な主体の参加」「多様な事業の運営」「活動範囲の広域性」という特徴を持つが、これらは「多様な地域住民との関係づくり」「生活と経済にまたがる事業運営」「支所店の事業エリアとの重なり」というかたちで農協との接点となる。

農協にとって地域運営組織との連携には、組合員や地域住民、地域内の多様な組織との新たな接点づくりといった意義が見いだせる。また、農協には農業の活性化や生活インフラの維持などで役割発揮が求められるが、地域運営組織の「協議」を踏まえることで、地域の実情に即した活動を展開することが重要である。

再生可能エネルギーによる農業経営の多角化

（河原林孝由基）

本稿では、農業との関連性が強い家畜ふん尿等を利用した畜産バイオマス発電（メタン発酵ガス化バイオマス発電）について、北海道を中心とした酪農経営での実践事例を基に、事業モデルを考察し、全国展開に向けた論点を整理している。

酪農経営の規模拡大では、飼養形態のつなぎ飼いからフリーストール（放し飼い牛舎）への変更に伴うふん尿処理の問題があり、畜産バイオマス発電はその解決策となるだけでなく、売電を中心に農業所得を下支えし農業経営の多角化を図るモデルとなりうる。

事業化のポイントとしては、①安定的な事業収入の確保には発電の燃料となるメタンガス（“量”と“質”の問題）の確保と、②処理後残渣（消化液）処分先の見通しがあることがあげられる。

農林金融2017年11月号

農協における農産物の地域団体商標登録の効果と課題

（尾中謙治）

農産物のブランド化は価格の安定・向上等に有効であり、農協をはじめとした組織等が取組みを行っている。さらに地域づくりの一環として、地域の農産物等を他地域と差別化するための地域ブランドづくりも行われるようになり、2006年４月には「商標法の一部を改正する法律」が成立し「地域団体商標制度」がスタートしている。

ブランド化の目的や効果というと、ブランドの保護やブランド力の強化（価格の向上）に着目されるが、それ以外にも生産の維持・回復、サブブランドの確立等がある。また、ブランド化の直接的な効果だけではなく生産者や農協、地域への間接的・波及的な効果・影響がある。

課題としては、品質管理、地域団体商標および登録された農産品の認知度向上等がある。

（外国事情）

カナダの林業・木材産業の動向と木材利用拡大の取組み

（安藤範親）

カナダは豊富な森林資源を背景として、林業のほか木材・木製品、パルプおよび紙製品などの産業が発達しており、素材生産量は1.6億m^3と世界４位である。木材関連製品の世界に占める輸出割合は、製材が世界１位、木質パネルが２位、紙パルプが２位、産業用丸太が４位である。

行政、企業、業界団体、研究機関、大学が連携して木材利用拡大に向けた活動や研究が進められており、輸出先に対しては地域別の市場調査を実施するなど、更なるカナダ産木製品の利用拡大が目指されている。また、カナダは木材利用先進国としても名高く、世界一高い木造18階建ての高層建築物を建築するなど自国内においても積極的な木材利用が進められている。

農林金融2017年11月号

国家戦略特別区域における農業支援外国人受入事業の概要

（石田一喜）

2017年６月に成立した国家戦略特別区域法の改正により、外国人労働者の農業分野での雇用を可能とする「農業支援外国人受入事業」の実施が決定した。

そこで本稿では、本事業が創設された背景と創設までの経緯をまとめたうえで、事業の仕組みと特徴を整理した。また、今後本事業が全国展開される場合に留意すべきポイントの指摘も行った。

当面は特区限定の事業であるが、既に農業現場からは早期の全国展開を求める意見もある。その際は、外国人労働力に依存する生産構造の持続性や国内労働市場への影響を意識することはもちろん、外国人労働者が日本に住む生活者になることを意識した事業として実施することが必要であろう。

書籍案内

自然エネルギーと協同組合

村田武・河原林孝由基　編著

2017年８月３日発行　四六判123頁　定価1,200円（税別）
（株）筑波書房

本書は、農協や生協など協同組合がどのように自然エネルギー（再生可能エネルギー）事業に取り組むかを、畜産バイオガス発電、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）、自然エネルギー産直、ドイツの「エネルギー大転換」と自然エネルギー村を事例に論究した。地域における自然エネルギー事業の取組みでは、とくに協同組合の出番になっているという提案が積極的に受け止められることを期待している。

金融市場

2017年10月号

潮流　労働力の減少と外国人材の受け入れ

情勢判断

（国内）

1　４～６月期からは減速するが、国内景気は改善継続

2　2017～18年度改訂経済見通し（２次QE後の改訂）

（海外）

1　ハリケーンの影響は懸念されるが、底堅い米国経済

2　小幅鈍化が見込まれる中国経済

分析レポート

1　選挙後の高揚感が剥げ落ちるフランス

2　百貨店売上高の地域別動向

海外の話題

香港での台風対処術

2017年11月号

潮流　インバウンド市場の拡大と地方分散に向けた視点

情勢判断

（国内）

内外の景気拡大期待を背景に株高進行

（海外）

1　ハリケーンの影響は軽微であり、引き続き堅調な米国経済

2　中国共産党第19回大会前後の経済･金融情勢

分析レポート

1　正念場を迎えた英国

2　生協における生活相談・貸付事業の展開

3　空き家をめぐる政策・金融・管理（1）

今月の焦点

フィンテックを考える

海外の話題

ロンドンの和食事情

日本一の「いちご」産地維持に向けて

はが野農業協同組合 営農部長　中田昇一

JAはが野は、栃木県のいちごの生産・販売額の40％を担う日本一の「いちご」の産地にありますので、その歴史から少し紹介していきたいと思います。

この地域でいちごの生産が始まったのは昭和31年で、17戸の農家が栃木県足利市の御厨（みくりや）地区よりいちご苗を譲り受け、出稼ぎの代わりになる水稲の裏作として栽培が始まりました。

当時の品種については、福羽と思われますが定かではありません。その後、ダナーいちごの導入により飛躍的に生産者・作付面積ともに増加しました。昭和50年代に女峰が登場すると早出し技術の普及浸透もあり、生産量・販売単価・販売金額が大きく伸びました。

平成９年のJA合併により、JAはが野が誕生する１年前の平成８年にとちおとめが登場し現在に至っています。

生産者・作付面積の経過を見ますと、合併当時は800戸を超える生産者が200haを作付けしていましたが、現在は568戸、177haとなっており、他産地同様、年々生産者・作付面積は減少しております。販売金額については、28年産で初めて90億円を突破し、29年産で93億円を超える販売額になるなど、最近は農家の生産努力による生産量の増加とJAの販売力向上により、年々販売金額は増加しています。

しかし今後は、生産者数をどのような方法で確保していくか、「いちご」だけでなくJAの取り扱う全品目にいえる課題だと思います。現在、新規栽培者の推進にあたっては、JA独自の地域活性化応援プログラムの助成事業と行政の補助事業等を活用することで、スムーズに推進できる条件が整っています。とはいえ、簡単に新規栽培者が増えることは難しい環境となっています。

いちご栽培を始めるにあたっては、施設の初期投資が10年前の２倍近くになっている状況にあることから、JAは新規栽培者の意欲、経済状況、労働力を把握し、栽培を始めてから後悔をさせないため、施設の初期投資を如何に抑えるか対策を考えて（中古ハウスの斡旋等）推進をしています。

また、新規栽培者に対してどのようにアフターケアーをしていくかも考え、栽培に対しての悩み、判らないこと（恥ずかしくて聞けないことなど）を、気軽に相談できるJA職員・地域の栽培者仲間等を活用し、みんなで新規栽培者を育てていく環境を作ることがJAの役割として重要になってくると思います。

JA職員のレベルアップも当然のことながら、新規栽培者を地域全体で育てていく環境作りをしていくことが、生産者を増やし作付面積を拡大させる１つの方法だと思います。

生産者所得の増大・生産量拡大に向け、日々努力をしていきたいと思います。

（なかた　しょういち）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農中総研のホームページ http://www.nochuri.co.jp

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、新着通知メールにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　itazaki @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2017年11月号（第63号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
Tel.03-6362-7781　Fax.03-3351-1159
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：itazaki@nochuri.co.jp